

議案第 57 号

つくば市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 6 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例

つくば市屋外広告物手数料条例（平成12年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は許可の更新」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の半額の手数料を納付しなければならない。

別表野立広告の項及び建築物利用広告の項中「3平方メートルまでごとに」を削り、同表広告幕の項中「1枚」を「1張」に改め、同表はり紙の項中「1枚」を「1件」に、「50枚」を「100枚」に改め、同表広告旗の項中「1枚」を「1本」に改め、同表はり札の項中「10枚」を「100枚」に改め、同表アーチの項中「3平方メートルごとに」を削り、同表近隣店舗等案内広告の項中「2平方メートルまでごとに」を

削り、同表横断幕の項中「1枚」を「1張」に改め、同表車体利用広告の項中「1枚」を「1車両」に改め、「3平方メートルまでごとに」を削り、同表中

「

800円
800円
800円
300円
300円
300円
300円
300円
300円
300円
300円
800円
800円
300円
1,700円
300円
300円
800円
800円
800円

」

「

1,000円

」

を

に改め、同表に備考として

次のように加える。

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの条例を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のつくば市屋外広告物手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に次に掲げる許可の申請を行う者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの申請を行った者に係る手数料については、なお従前の例による。

(1) つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下この項において「屋外広告物条例」という。）第5条又は屋外広告物条例第6条第4項若しくは第5項の規定による広告物の表示等の許可

(2) 屋外広告物条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可

(3) 屋外広告物条例第11条第1項の規定による広告物等の変更又は改造の許可

(4) 屋外広告物条例第12条第1項の規定による広告物の表示等の特例の許可

(提案理由)

屋外広告物許可事務に係る手数料を改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市屋外広告物手数料条例（平成12年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前																																																						
<p>第1条（略） （手数料）</p> <p>第2条 次に掲げる許可_____を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)・(3)</u>（略）</p> <p><u>2 条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の半額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>第3条—第6条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">広告物等の種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野立広告</td> <td>1基につき</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物利用広告</td> <td>1枚につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告幕</td> <td>1張につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱袖付広告</td> <td>1枚につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱巻立広告</td> <td>1枚につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱塗装広告</td> <td>1枚につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり紙</td> <td>1件につき100枚までごとに</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>1枚につき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	広告物等の種類	単位	金額	野立広告	1基につき	1,000円	建築物利用広告	1枚につき		広告幕	1張につき		電柱袖付広告	1枚につき		電柱巻立広告	1枚につき		電柱塗装広告	1枚につき		はり紙	1件につき100枚までごとに		立看板	1枚につき		<p>第1条（略） （手数料）</p> <p>第2条 次に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可</u></p> <p><u>(3)・(4)</u>（略）</p> <p>第3条—第6条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">広告物等の種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野立広告</td> <td>1枚につき3平方メートルまでごとに</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>建築物利用広告</td> <td>1枚につき3平方メートルまでごとに</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>広告幕</td> <td>1枚につき</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>電柱袖付広告</td> <td>1枚につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>電柱巻立広告</td> <td>1枚につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>電柱塗装広告</td> <td>1枚につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>はり紙</td> <td>1枚につき50枚までごとに</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>1枚につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </tbody> </table>	広告物等の種類	単位	金額	野立広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	800円	建築物利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	800円	広告幕	1枚につき	800円	電柱袖付広告	1枚につき	300円	電柱巻立広告	1枚につき	300円	電柱塗装広告	1枚につき	300円	はり紙	1枚につき50枚までごとに	300円	立看板	1枚につき	300円
広告物等の種類	単位	金額																																																					
野立広告	1基につき	1,000円																																																					
建築物利用広告	1枚につき																																																						
広告幕	1張につき																																																						
電柱袖付広告	1枚につき																																																						
電柱巻立広告	1枚につき																																																						
電柱塗装広告	1枚につき																																																						
はり紙	1件につき100枚までごとに																																																						
立看板	1枚につき																																																						
広告物等の種類	単位	金額																																																					
野立広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	800円																																																					
建築物利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	800円																																																					
広告幕	1枚につき	800円																																																					
電柱袖付広告	1枚につき	300円																																																					
電柱巻立広告	1枚につき	300円																																																					
電柱塗装広告	1枚につき	300円																																																					
はり紙	1枚につき50枚までごとに	300円																																																					
立看板	1枚につき	300円																																																					

広告旗	1本につき
はり札	1件につき100枚までごとに
アーチ	1基につき
近隣店舗等案内広告	1枚につき
つり下げ広告	1枚につき
アドバルーン	1個につき
消火栓標識広告	1枚につき
バス停留所標識広告	1枚につき
置広告	1基につき
横断幕	1張につき
車体利用広告	1車両につき
備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの条例を適用する。	

広告旗	1枚につき	300円
はり札	1件につき10枚までごとに	300円
アーチ	1基につき3平方メートルごとに	800円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800円
つり下げ広告	1枚につき	300円
アドバルーン	1個につき	1,700円
消火栓標識広告	1枚につき	300円
バス停留所標識広告	1枚につき	300円
置広告	1基につき	800円
横断幕	1枚につき	800円
車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	800円
備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの条例を適用する。		